平成２８年（フ）第１３４１号
埼玉県三郷市彦成３丁目13―11―401
債務者　湯本　絵里
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４７号
東京都国分寺市戸倉１丁目17―６　ヴェルディ恋ヶ窪Ⅰ―103
債務者　戸田　菜美
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４８号
東京都江戸川区東葛西９丁目10―１―1201
債務者　渡会　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５０号
東京都杉並区南荻窪１丁目21―２―201
債務者　関　　峯夫
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５１号
東京都世田谷区桜２丁目９―14―１Ｆ
債務者　附田久美子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３５２号
東京都三鷹市上連雀２丁目５―31―102
債務者　伊藤　由実
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６１号
東京都中野区白鷺３丁目19―15―201
債務者　小河原正博
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７１号
東京都世田谷区成城３丁目25―13　グリーンリバー成城Ⅰ203
債務者　川島　正志
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７２号
東京都中央区勝どき２丁目18―１―734
債務者　佐藤　紀幸
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７３号
東京都清瀬市中里６丁目95―17―205
債務者　吉原みどり
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７４号
東京都品川区二葉２丁目13―６―501
債務者　川口　和子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７７号
東京都中野区中央２丁目２－３―202
債務者　佐藤　陽平
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７９号
東京都荒川区東尾久３丁目10―５―302
債務者　森谷　美華（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８２号
東京都練馬区桜台３丁目３－７―102
債務者　山口絵里子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８９号
東京都台東区根岸５丁目６－４―202
債務者　池田早佑理
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部